

## 第 3 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 5 月 13 日（金） 13 時 51 分～14 時 18 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2 階 多目的ホール

3. 出席農業委員（16 名）

1 番委員	三 浦 勝 志	2 番委員	齋 藤 美也子	4 番委員	古 川 榮
6 番委員	高 井 美奈子	7 番委員	今 井 文 雄	9 番委員	花 田 良 造
10 番委員	工 藤 正	11 番委員	丹 代 純 嗣	12 番委員	葛 西 雅 博
13 番委員	今 井 龍 美	14 番委員	柴 田 博 明	15 番委員	桑 田 久 毅
16 番委員	小山内 知 寛	17 番委員	三 浦 良 孝	18 番委員	山 口 知 治
19 番委員	長 尾 浩				

4. 欠席農業委員（3 名）

3 番委員	對 馬 忠 法	5 番委員	工 藤 守	8 番委員	大 川 哲 彌
-------	---------	-------	-------	-------	---------

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8 名）

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	阿 部 功	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	齊 藤 嗣 郎	平賀-5	谷 川 一 雄	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 出席事務局職員（6 名）

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐 藤 満 徳	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也
主査	谷 川 智 也	主事	坂 口 由香里	専門員	佐 藤 千代彦

7. 議事日程

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案 審議

議案第 6 号 平川市農地移動適正化あっせん基準及び同基準細則の一部改正  
について

議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消について

議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 6 号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 7 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

## 8. 会議の概要

・あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章  
唱和 (委員全員) (省 略)

### [開会 13時54分]

議長 (今井 龍美) これより、第3回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は、19名中16名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査、坂口主事、佐藤専門員の出席を求めました。

書記には、佐藤事務局長補佐を採用いたします。

日程第1、議事録署名者を議長より指名するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
1番三浦委員、6番高井委員の両名にお願いいたします。  
日程第2、会期についてお諮りいたします。  
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。  
日程第3、本日の議案は、お手元に配布しております議案第6号から議案第9号までの4件、ほかに報告が3件でございます。

なお、審議の際、今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

それでは、議案審議に入ります。

まず、議案第6号を議題とし、事務局に説明を求めます。

坂口主事 それでは説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第6号、平川市農地移動適正化あっせん基準および同基準細則

の一部改正について、農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和 45 年 1 月 12 日付け 44 農地 B 第 3712 号農林事務次官依命通知）の一部改正等により、別紙のとおり平川市農地移動適正化あっせん基準および同基準細則の一部を改正することについて、承認を求めるものです。

3 月 22 日の人事総会において審議し承認されましたが、その後基本構想の一部が変更になったこと、更には、最適化推進委員の皆さんが総会に出席していなかったことや新任の農業委員および最適化推進委員もおられますので、再審議するものです。

総会資料説明の前にあっせんについて説明します。

農業委員会は農業委員会等に関する法律の規定などにに基づき、農地利用の最適化を推進するために、農用地等の権利移動のあっせんについて、基準や要件を定める必要があります。

農地の所有者から、農地の売渡しや貸付についてあっせんの申出があった場合、農業委員会は権利移動の相手方をあっせんすることとなります。

現在、当農業委員会では毎月初めに農用地利用調整会議を行っておりますが、これと異なるのは、農用地等の権利移動の相手方が決まっておらず、農業委員会が相手方の候補者を選定して、あっせんを行うという点です。候補者を選定すると、農地利用最適化推進委員の中から 2 名をあっせん委員として指名し、あっせんを行う制度です。合併以降あっせん委員を指名してのあっせんは行った事はありませんが、所有者からあっせん申出書の提出があった場合、その写しを農業委員および最適化推進委員に配布し、買い手や借り手を探していただいているので、正式なあっせんではありませんが、簡易的なあっせんは何度となく行っていると思っています。

それでは、今回の改正について説明をいたします。今回の改正は、まず、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領等の一部改正があったこと、それから平川市の基本構想の一部改正があったこと、また、2020 年の農林業センサスの結果が判明したことに伴う改正が今回の改正点です。

それでは、資料の 2 ページをご覧ください。

資料の 2 ページ、3 ページは、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領等の一部改正による字句の改正と押印廃止による改正です。附則の欄が空欄となっておりますが、本日総会で承認を得た後、県の承認を得ることになりますので、承認後の月日が入ることになります。

次に 4 ページから 6 ページまでは、国の要領の改正により、様式の押印廃止に伴い押印欄を削除するものです。7 ページも県の承認後月日が入ることになります。

次に 8 ページをご覧ください。（1）平川市農地移動適正化あっせん

基準3の(1)の別表の基準面積の改正についてです。この基準面積については、基盤強化法で売買するにあたり、受人の経営面積の要件となる面積です。これ以上の面積がないと基盤強化法での売買はできないこととなります。

基準面積の改正については、市の基本構想と2020農林業センサスとの整合性を考慮し策定されること、また、市内農業者の平均耕作面積の1.1倍を基本とし策定することとされております。

8ページの表をご覧ください。2020農林業センサスの欄をご覧ください。総農家戸数が2,330戸、経営耕地面積が3,609ヘクタールで、経営耕地面積を総農家戸数で割ると、平均耕作面積が154.8アールで、その1.1倍で170.3アール、小数点未満を切り捨てて、今回基準面積を170アールに改正するものです。新旧対照表は、9ページ、10ページとなっております。

次に11ページ、12ページの別表第2の改正(案)をご覧ください。別表2は経営規模拡大目標経営面積です。これについても基本構想との整合性を取ることでされており、ご覧のとおり改正するものです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第6号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

尾-1 小野推進  
委員

尾上1の小野です。2ページの5番「農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合におけるあっせんの順位」について、こちらはどのように決めているのでしょうか。早い者勝ちとかなのでしょうか。ご説明をお願いします。

佐藤専門員

ご説明いたします。

まず、あっせんの順位としては農業を営む者を優先してあっせんすることとなります。その他、諸々の農業経営の内容を勘案して順位を決定するということになっております。

尾-1 小野推進  
委員

例えば、同じ農地に対して、1人が賃貸借で申し込み、もう1人が売買で申し込んだ場合、優先順位はどのようになるのでしょうか。

佐藤専門員

出し手の意向もありますので、両方出た場合には、出し手の意向を優先してあっせんしていくということになります。

議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第7号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 13ページをご覧ください。  
議案第7号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消について、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消をしたい旨の提出があったので承認を求めるものです。  
それでは、14ページをご覧ください。  
本件は、平成30年5月11日付で3条による所有権移転の許可となった案件であり、それから現在に至るまで、登記の手続きや代金の支払いもされていないままの状態でありました。今回、双方の連名により取消願いが提出されました。双方の都合により取り消すため、致し方ないものかと考えます。  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、議案第7号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

12番葛西委員 12番葛西です。地元のことなので、あまり言いたくはないのですが、この土地の現状はトマトのハウスが7棟程建っています。そして、シートがあちこち剥がれている状態であるため、どのような状態で返すのでしょうか。  
また、ハウスだけならばまだ良いのだが、他に薪や角材等、色々なものが散在している。事務局サイドでも現場を確認し、ある程度指導してもらえればありがたいなと思っています。いかがでしょうか。

谷川主査 こちらの農地についてですが、申請があった時点で、事務局でも現地確認しに行きました。確かに、ハウスが7棟位ありまして、ビニールも裂けて骨組みは残ったまま、他にも色々資材のようなものが置いてある状態で、元に戻すとしても、所有者の方に管理をお願いするという指導の文書になるかと思うのですが、そういったものを発

出して、定期的に様子を見るとする以外、今のところは対応の仕方がないかなと思います。

補足になりますが、こちら所有者の方に戻ったとしても、管理されるのかと疑問に思う所もありますので、指導と併せて、借りてくれる人、買ってくれる人を探していく方法も検討したいと思っております。

12 番葛西委員

私も協力しようと思っておりますので、誰が見ても借りたいなというような状況まで片づけてもらえれば、ありがたいかなと。そこを強くお願いをしたいなと思います。

議長

事務局としてもそのように指導して、葛西委員も上手く取りまとめられるように、よろしく願いいたします。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 8 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

15 ページをご覧ください。

議案第 8 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧、別添 3 関連案件一覧と併せて、16 ページをご覧ください。

所有権移転については、10 番および 11 番が経営拡大、12 番が親からの受贈です。

件数は 3 件、面積 8,661 平方メートルで、田 1 筆 69 平方メートル、畑 2 筆 8,592 平方メートルとなっています。

次に、17 ページ、賃貸借権設定については、18 番が新規就農、19 番から 23 番までが経営拡大によるものです。

件数は 6 件、面積 20,311 平方メートル、田 6 筆 15,722 平方メートル、畑 3 筆 4,589 平方メートルとなっています。

次に、19 ページ、使用貸借権設定については、4 番が引き続き農業者年

金を受給するための再設定、5番が経営拡大です。

件数は2件、面積13,802平方メートル、田7筆10,085平方メートル、畑5筆3,717平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、今回の現地調査を担当された委員で、今回欠席であります、3番對馬委員、5番工藤委員より、問題がないことは報告を受けておりました。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第8号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第9号を議題とし、事務局に説明を求めます。

坂口主事

20ページをご覧ください。

議案第9号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

21ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号10番から19番は全て譲受人の経営拡大による売買です。

今回の件数は10件、面積33,620平方メートル、田5筆13,601平方メートル、畑13筆20,019平方メートルです。

なお、売買価格については、別添4のとおりです。

次に25ページ、利用権設定について、整理番号2番は借受人の経営拡大による貸借、整理番号3番および4番は借受人の新規就農、整理番号5番は農地中間管理事業による利用権設定で、一括方式による再設定です。

今回の件数は4件、面積17,523平方メートル、田5筆11,250平方メートル、畑8筆6,273平方メートルです。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、6 番高井委員、7 番今井委員、疑問点等がありましたらお願いします。

6 番高井委員

特にありません。

7 番今井委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 9 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 9 号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、報告 3 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

27 ページをご覧ください。

報告第 5 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

28 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、9 番は借受人に売買するため、10 番は両者の都合、11 番は 3 条の賃貸借権設定から農地中間管理機構賃借へ切り替えるため、それぞれ解約するものです。

件数は 3 件、面積 15,494 平方メートル、地目は全て田です。

29 ページをご覧ください。

報告第 6 号、使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

30 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、2 番は借受人に売買するため、解約するものです。



件数は1件、面積2,501平方メートル、地目は畑です。

続いて、31ページをご覧ください。

報告第7号、農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

32ページをご覧ください。

整理番号1番は、33ページのとおり、届出地は、尾上総合支所から北西へ約950メートルに位置する農地です。土地利用計画は34ページのとおりで、盛土後は野菜を作付するそうです。

今回の届出件数は1件、面積4,258平方メートル、田1筆です。

以上です。

議長

報告事項ではありますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了しました。

よって、第3回総会を閉会いたします。

**[閉会 14時18分]**